

名称	室名	1 時間ごとの使用料の額	
		3 時間までの部分	3 時間を超える部分
東広島市清武地域センター	ホール	8 8 0 円	6 3 0 円
	調理実習室	6 7 0 円	3 9 0 円
	研修室 1	4 1 0 円	3 9 0 円
	研修室 2	4 1 0 円	3 9 0 円
	研修室 3	4 1 0 円	3 9 0 円
	和室 1	4 1 0 円	3 9 0 円
	和室 2	4 1 0 円	3 9 0 円

次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に定める額を使用料の額に加算する。

(1) 市内に住所又は主たる事務所を有している個人又は法人その他の団体以外のも
のが使用する場合 使用料の額の 3 割に相当する額

(2) 冷房を使用する場合 使用料の額の 3 割に相当する額

(3) 暖房を使用する場合 使用料の額の 2 割に相当する額

前項第 1 号から第 3 号までの規定により使用料に加算する額を算出する場合において、
当該額に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。